

—初めて介護のお仕事に挑戦するあなたを応援します—



令和5年度埼玉県

介護分野就職 支援金貸付

のご案内

はじめて介護のお仕事に就職する方へ**就職支援金をお貸しします**。
埼玉県内の介護保険サービス事業所・施設等で介護職員として
2年間従事した場合、借りた資金の**全額が返済不要**となります。

◆貸付額◆

最大

20万円

介護職員として就職するにあたって、必要な経費として利用可能です(生活費を除く)

詳細は裏面を
チェック!

◆貸付金の使用例◆

- ・ 子どもの預け先を探す際の活動費
- ・ 介護に係る講習会参加費、参考図書等の購入費
- ・ 介護職員等として働く際に必要となる服や靴
- ・ 転居を伴う場合に必要となる費用
- ・ 通勤用の自転車又はバイクの購入費 等



問い合わせ先： 社会福祉法人埼玉県社会福祉協議会 福祉人材センター
〒330-8529 さいたま市浦和区針ヶ谷4-2-65 彩の国すこやかプラザ内
TEL 048-824-3370

令和5年度版

◆貸付対象◆ 以下の①、②両方を満たす方が対象です。

①	令和5年4月1日～令和6年3月31日の間に埼玉県内の介護保険サービス事業所・施設等(※)に介護職員として就職(内定含む)している。 ※介護保険サービス事業所・施設等とは… 例えば、訪問介護事業所、通所介護事業所、グループホーム、特別養護老人ホーム等が該当します。 詳しくは、お問い合わせください。 ⚠️ 障害福祉サービスの事業所は対象となりません(障害福祉分野就職支援金貸付をご確認ください)。
②	令和5年4月1日～令和6年3月31日の間にアまたはイの研修を修了もしくはウの資格を取得している。 ア)介護職員初任者研修 イ)介護職員実務者研修 ウ)介護福祉士(登録証に記載の登録年月日)

※ただし、上記①の事業所又は施設等に介護職員として就労した日または②の研修修了日または資格取得日のいずれか一方が令和4年4月1日から令和5年3月31日までである場合も令和5年度の申請対象となります。

		①就職日	
		令和4年4月1日 ～令和5年3月31日	令和5年4月1日 ～令和6年3月31日
② 研修修了日	令和4年4月1日 ～令和5年3月31日	× 申請対象外	○ 申請対象
	令和5年4月1日 ～令和6年3月31日	○ 申請対象	○ 申請対象

※研修修了前(※ただし、研修の受講が決定していること)、就職前(※ただし、内定していること)でも申請いただけますが、**貸付金は研修修了後または資格取得後に業務に従事していることを提出書類により確認してから送金します。**

◆返還免除の要件◆

研修修了後または資格取得後、埼玉県内の介護保険サービス事業所・施設等において**2年間**引き続き介護職員として従事した場合(在職期間:730日以上、業務従事期間:360日以上)

◆留意事項◆

- 貸付予定人数は、758名です。
- 貸付の決定には審査があります。
- 貸付には連帯保証人が必要です。

◆貸付の申請方法◆

特定記録郵便等による郵送

埼玉県社会福祉協議会のホームページから申請に必要な書類をダウンロードし、必要書類をすべて揃え、福祉人材センターに郵送してください。

申請期限:令和6年3月31日(必着)

◆福祉人材センターへの届出・登録方法◆

貸付の申請には、福祉人材センターに届出又は登録を行う必要があります。
 「福祉のお仕事」で検索してください。

～貸付内容や条件等の詳細、申請書類はホームページに掲載しています～

